

徳島県公安委員会告示第8号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定により、同法による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2の規定による検定に合格した者に対する審査（学科試験及び実技試験を実施するものに限る。以下「検定合格者審査」という。）を実施することとしたので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

令和元年10月31日

徳島県公安委員会委員長 藤井伊佐子

1 警備業務の種別及び級

検定合格者審査は、次に掲げる警備業務の種別ごとに、1級（検定規則第4条に規定する検定の区分の1級をいう。以下同じ。）及び2級（同条に規定する検定の区分の2級をいう。以下同じ。）について実施する。

- (1) 空港保安警備業務（検定規則第1条第1号に規定する空港保安警備業務をいう。）
- (2) 施設警備業務（検定規則第1条第2号に規定する施設警備業務をいう。）
- (3) 交通誘導警備業務（検定規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務（検定規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務をいう。）
- (5) 貴重品運搬警備業務（検定規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務をいう。）

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

ア 実施期日は、令和2年2月12日（水）午前9時から正午までの間とする。

なお、受付は、同日午前8時30分から午前9時までの間とする。

イ 実施期日において、1の警備業務の種別及び級に係る全ての検定合格者審査を実施する。

(2) 実施場所

徳島県警察本部

（徳島市万代町2丁目5番地1 電話088-622-3101）

3 定員

検定合格者審査の定員は、15人とする。

なお、この定員は、1の警備業務の種別及び級に係る検定合格者審査を受ける者の全てを合わせた総数とする。

4 対象者

検定規則附則第6条各号に定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項各号に該当するとして、検定合格者審査に係る学科試験及び実技試験の全部が免除される者を除く。

5 検定合格者審査の申請手続

(1) 検定合格者審査の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定合格者審査を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した専用電話（０９０－９５５５－１１２３）に電話をし、当該審査の予約を行うこと。

(イ) 専用電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和２年１月６日（月）から同月１０日（金）までの午前９時から午後５時までの間（正午から午後１時までの間を除く。）に行うこと。

イ 予約番号の付与

電話予約をする者が４の対象者の要件を満たすときは、予約番号を付与する。

ウ 留意事項

(ア) 専用電話以外による予約は受け付けない。

(イ) 電話１回につき、１人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の申込期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 検定合格者審査を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 審査申請書の提出

ア 検定合格者審査の申請ができる者

検定合格者審査の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「審査申請者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

審査申請書（検定規則附則第１０条第１項に規定する審査申請書をいう。以下同じ。）１通に、次に掲げる書類を添付すること。

(ア) 写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ３．０センチメートル、横の長さ２．４センチメートルのもの） １葉

(イ) 現に有する旧合格証（検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和６１年国家公安委員会規則第５号）第８条に規定する合格証をいう。以下同じ。）の写し １通

(ウ) 徳島県公安委員会以外の都道府県公安委員会で旧合格証の交付を受けた審査申請者にあつては、次のいずれかの書面 １通

a その者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等）

b その者が警備業務に従事し、かつ、徳島県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（警備員所属証明書等）

ウ 提出先及び提出者

審査申請書は、徳島県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に審査申請者本人が持参の上、提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であつて、審査申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による提出は認めない。

エ 提出期間

審査申請書の提出は、令和２年１月２０日（月）から同月２４日（金）までの午前８時３０分から午後５時１５分まで（正午から午後１時までの間を除く。）の間

に行うこと。

オ 審査手数料

審査申請書を提出する際に、審査手数料として、4,700円を徳島県収入証紙により納付すること。

なお、納入された審査手数料は、還付しない。

6 検定合格者審査

(1) 検定合格者審査の実施概要

検定合格者審査は、学科試験及び実技試験を行うが、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 当日に持参するもの

検定合格者審査に際しては、現に所有する旧合格証及び筆記用具を持参すること。

なお、旧合格証を持参していない者は、検定合格者審査を受けることができないので注意すること。

7 問合せ先

検定合格者審査の問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定合格者審査の試験内容に関する問合せは、一切受け付けない。